

参考資料1-Ⅱ

○住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準

最近改正 平成六年一月二日自治省告示第一六〇号
〔昭和六十一年二月四日〕
〔自治省告示第十五号〕

第一 用語の定義

一 住民記録システム

電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、住民基本台帳に関する記録を管理し、及び住民基本台帳に関する事務を処理するためのシステム

二 ダウン

住民記録システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等による住民記録システムの作動停止

三 データ

住民記録システムの出入力情報

四 プログラム

電子計算機を機能させて住民記録システムを作動させるための命令の組合せ

五 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておこことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラム

六 ドキュメント

システム設計、プログラム作成及び住民記録システム運用に関する記録及び文書

七 電子計算機室

電子計算機を設置する室

八 磁気ディスク等保管室

磁気ディスク及びドキュメントを保管する室

九 重要機能室

電子計算機室、磁気ディスク等保管室、住民

記録システム等を作動させるための受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

第二 住民記録システム運用に関する基本的事項

一 処理の種類等の決定

住民記録システムにおいては、即時処理、日々処理等処理の種類及びその内容について定めること。

二 運用計画

住民記録システムの運用時間、業務開始手続等について定めること。

第三 住民票の異動処理等

一 住民異動届の内容の審査

住民異動届（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八一号。以下「法」という。）第二十二条から第二十五条までの規定による届出をいう。以下同じ。）の内容の審査は、必要に応じ、端末機画面又は住民票に記録されている事項を記載した書類と照合して行うこと。

二 職権記録書の作成

職権により住民票の記録、消除又は記録の修正（以下「記録等」という。）を行う場合は、職権により住民票の記録等を行う事項を記載した書類（以下「職権記録書」という。）を作成すること。

三 届出書及び職権記録書の保存

届出書及び職権記録書の保存に当たつては、その保存方法について定めること。

四 端末機操作手引書の作成

異動処理等のための端末機操作手引書を作成すること。

五 住民票の調製

(1) 住民票と届出書等の照合
入力した事項については、必ず届出書、職權記録書等と照合すること。
(2) 保管
ア 住民票
磁気ディスクにより住民票を複製する」

とし、当該磁気ディスクを住民票とは別

除票及改製前住民票

除票（消除された住民票をいう。以下同じ。）及び改製前の住民票は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。

(3)

六 転出証明書の発行

届出の審査のために打ち出した住民票に記録されている事項を記載した書類は、不要となつた時点で速やかに廃棄すること。

転出証明書（住民基本台帳法施行令（以下

〔令〕といふ。) 第二十三条第一項に規定する転出証明書をいう。以下同じ。) の発行に際しては、転出届を審査した後、転出予定年月日、転出先及び届出日の入力を行い、プリンターから打ち出された転出証明書を再度転出届と照合することと等その発行についての方法を定めること。また、令第二十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項の取扱いについてもその方法を定めること。

七 転出証明書に準ずる証明書の発行

住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行の方法について定めること。

第四 住民基本台帳の閲覧

一 住民リスト表の作成

住民基本台帳の閲覧に代えて次の事項を記載した住民リスト表を作成し、閲覧に供すること。

二
一 住民票記載事項証明書の発行
請求書により、住民票記載事
一二条第一項に規定する住民票

請求書により、住民票記載事項証明書（法第二二条第一項に規定する住民票記載事項証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求があつた場合には、その発行に際しては、審査した請求書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、当該画面で証明事項を確認した上、認証して交付すること。

三 請求書の保存

審査した請求書の保存に当たつては、その保存方法について定めること。

第六 磁気ディスクの管理

保管場所

第五 住民票の写し等の発行

住民リスト表の更新時期等
住民リスト表の内容に変更を生じた場合は、これを速やかに改製し又は修正することとし、その更新時期等について定めること。
請求書の保存
審査した請求書の保存に当たつては、その保存方法について定めること。

一 住民票及び除票の写しの発行

審査した請求書の保存に当たつては、その保存方法について定めること。

り、でき

六一 磁気ディスクの管理 保管場所

一項に規定する住民票の写しをいう。以下同

請求書により、住民票の写し（法第二二条第一項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（消除された住民票に記録された事項を記載した書類をいう。以下同じ。）の交付の請求があつた場合には、その発行に際しては、審査した請求書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンターから打ち出した書類を認証して交付すること。

磁気ディスクの盗難の防止等について配慮するため保管位置を指定し、持出し及び返却の確認をすること、重要な磁気ディスクには他の磁気ディスクと判別することができるようするなど保管位置の誤りを防止し、及び格納状況を把握するための適切な方法をとることにより、磁気ディスクの管理を行うこと。

三 更新、巻戻し等

磁気ディスクは、できるだけ一定の周期で更新すること等の措置を講ずること。また、特製している場合には、適切な時期に当該磁気テープの巻戻しすること等の措置を講ずること。

第七 ダウン時における事務処理体制

一 ダウン時における連絡方法

端末機操作中に端末機が作動せず、端末機による処理ができなくなつた場合及び当該処理を再開する場合の連絡方法について定めること。

二 ダウン時における住民異動届等の保管方法

処理を再開する場合に処理を迅速に再開することができるように住民異動届等の保管方法について定めること。

三 ダウン時における住民票の写し等の発行体制

ダウン時における届出の審査、異動処理並びに住民票の写し、除票の写し、住民票記載事項証明書及び転出証明書（以下「住民票の写し等」という。）の発行について、手続及び方法を定めること。特に、ダウン時における住民票の写し等の発行については、迅速な処理体制を講ずること。

四 支所、出張所等におけるダウン時の事務処理体制

支所、出張所等におけるダウン時の事務処理

第八 住民記録システムに関する安全対策

一 体制の整備等

(1) 体制及び規程の整備

ア 住民記録システムの安全性及び信頼性の確保を図るため、システムの企画、開発及び運用に関する責任体制を明確にするとともに、適切な連絡調整を行うこと。

イ 住民記録システムの企画、開発及び運用に関する規程を整備すること。

ウ 防災組織及び防犯組織を整備し、平常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

(2) システム設計書等の整備

システム設計書、プログラム説明書、操作手順書、関連設備の操作手引書、緊急時における作業手順書等を整備すること。

(3) 監視体制等の整備

ア 住民記録システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見することができるよう必要な措置を講ずること。

イ 電子計算機室内に緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等連絡体制を整備すること。

(4) 要員管理

住民記録システムの運用に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。

(5) 教育訓練

職員に対し、住民記録システムの操作及び

安全対策についての教育訓練を実施すること。

(6) 重要機能室の配置及び構造

重要機能室の配置及び構造については、安全対策が容易に行えるよう配慮すること。

(7) システム監査

住民記録システムの企画、開発及び運用の各段階において、安全性及び信頼性の評価を行い、その結果に基づきシステムの改善に努めること。

(1) 安全性及び信頼性向上対策

住民記録システムの企画、開発又は変更を行なう際には、システムの安全性及び信頼性を高める設計をすること。

(2) 障害の早期発見

住民記録システムの障害箇所を検出するための機能を整備すること。

(3) 早期回復のための代替機能等の整備

ア 重要なファイルについては、他の磁気ディスクに複製することとし、必要に応じ、複製された磁気ディスクを当該ファイルを記録した磁気ディスクとは別に保管すること。また、住民記録システムの重要な構成機器及び関連設備について、障害発生

時に代替することができる機能を整備する等必要な措置を講ずること。

イ 障害発生時に、異動処理に関する情報を基に速やかにシステムを回復させるための機能を整備すること。

三 エラー及び不正行為の防止等

(1) システムのテストの実施

住民記録システムの開発又は変更を行つた場合には、テストを適切に実施すること。

(2) 事務の分担

データの入力、プログラムの作成及び住民記録システムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。

(3) 建物等への侵入の防止等

ア 住民記録システムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

イ 建物等の出入口の鍵の管理を徹底することと、重要機能室に入りする者の資格を確認すること等により、入退室及び入退館の管理を適切に行うこと。

ウ 建物等への侵入を検知するために必要な措置を講ずること。

エ 重要機能室については、その表示を行わない等できるだけ所在を明らかにしないようすること。

オ 電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の常時利用する出入口を限定する等によること。

イ 重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接觸の防止

ア 重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接觸の防止について必要な措置を講ずること。

(4) 重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接觸の防止

ア 重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接觸の防止について必要な措置を講ずること。

(5) システムの不当な運用の防止等

ア 住民記録システムの運用に際しては、パスワード、識別カード等による資格の確認を行うこと。

(6) 端末機の管理責任者を指定すること

ア 端末機の取扱いは当該管理責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと、パスワードの入力等に際してはパスワードがみだりに知られることのないようにすることと等端末機の管理について必要な措置を講ずること。

(7) 電気通信回線上の盗取の防止

ア 回線番号は秘密とすることとし、電気通信回線からのデータの盗取の防止について対策を講ずること。

(8) システムの開発及び変更並びにプログラム作成時等におけるエラー及び不正行為の防止

ア システムの開発又は変更の計画を策定すること、プログラムの作成、変更及び廃止は責任者の承認を得て行うこととするなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

(9) データの処理におけるエラー及び不正行為の防止

ア データの処理に際しては、データを処理する者の牽制体制について必要な措置を講ずること。

イ データの処理に関する計画を作成することと、臨時のデータの処理については責任者の承認を得て行うこと及びデータの処理の記録を作成し、必要に応じ計画と突き合わせることにより、計画的なデータの処理を実施すること。

(10) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止

ア データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理すること、定められ

た場所に保管すること、受渡し及び保管に關し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理の方法を明確にすること。

(1) 保守に際してのエラー及び不正行為の防止

住民記録システムの構成機器又は関連設備の保守を外部の者に実施させる場合には、エラー及び不正行為の防止について適切な措置を講ずること。

四 電気的及び機械的障害の防止等

電気的及び機械的障害の発生を防止するため、これらの障害の発生を検知するため及び障害が発生した場合の対策を図るため必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

五 水又は蒸気による障害の防止等

水又は蒸気による障害の発生を防止するため、これらの障害の発生を検知するため及び障害が発生した場合の対策を図るため必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

六 火災の防止等

建物等からの出火の防止についてその対策を講ずることとし、建物等の火災による住民記録システムの構成機器又は関連設備の損傷を防止するため、火災の発生を検知するため及び火災が発生した場合の対策を図るため必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

七 地震対策

地震による建物又は住民記録システムの構成機器若しくは関連設備の損傷を防止するため及び地震が発生した場合の対策を図るため必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

八 その他の障害の防止等

動物その他による障害を防止するため、これらの障害の発生を検知するため及び障害が発生した場合の対策を図るため必要な措置を講ずること。

【編注】 施行日＝平成六年一二月一日（平成六年

自治省告示第一六〇号）

原文は横組みです。